

臨時福祉給付金について

消費税率上げによる影響を緩和するため、所得が低い方々への負担の影響に考慮し、臨時的な措置として、一定の条件を満たす方に対し、昨年度に引き続き臨時福祉給付金を支給します。

この給付金を受け取るには、平成27年1月1日時点で住民票のある市区町村への申請が必要です。



◇支給対象者

- 基準日（平成27年1月1日）時点で住民票が南三陸町にある方（平成27年1月1日現在の住民登録市町村が窓口）
- 平成27年度分の住民税（市町村民税）が課税されない方（ただし、住民税を課税されている方に扶養されてる方や生活保護制度の被保護者となっている方は対象となりません。）

◇支給額 給付対象者1人につき6,000円（1回のみ給付）

◇申請受付日時・場所

対象行政区等	受付会場	受付日	時間
横山仮設住宅・津山若者総合体育館	津山公民館（会議室）	9月7日（月）	9:00～11:00
南方仮設住宅・みなし仮設住宅等	南方仮設住宅集会所	9月7日（月）	14:00～16:00
志津川地区	ポータルセンター（交流館）	9月8日（火）	9:30～15:00
	ベイサイドアリーナ（アリーナ）	9月9日（水）	9:30～15:00
歌津地区	平成の森（アリーナ）	9月10日（木）	9:30～15:00
戸倉地区	戸倉中学校仮設住宅集会所	9月11日（金）	9:30～11:30
入谷地区	入谷公民館（大研修室）	9月11日（金）	14:00～16:00
全地区	役場保健福祉課	9月13日（日）	9:00～16:00

◇申請時に持参するもの

- 臨時福祉給付金申請書
- 支給対象者全員分の本人確認書類…運転免許証または健康保険証の写し
※外国人の方の本人確認書類…在留カード、特別永住者証明書等の写し
- 振込先口座の通帳またはキャッシュカードの写し
※昨年度と同じ口座を指定する場合は必要ありません。
- 印鑑（認印可）

◇配偶者からの暴力を理由に避難している方について

配偶者からの暴力を理由に避難しているが、事情により、基準日（平成27年1月1日）時点で住民票を移すことができていない一定の要件を満たす方は、今実際にお住まいの市町村に申し出ていただくことも可能となりますので、問い合わせください。

◇「臨時福祉給付金」をよそおった「振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」に注意！

- 市町村や厚生労働省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市町村や厚生労働省などが、給付金を支給するために、手数料の振込みを求めると等は絶対にありません。

◇その他

- 上記受付日程で申請した方については、平成26年の所得、臨時福祉給付金の受給資格等について審査の上、10月中に支給対象者に対して支給を行います。
- 上記受付日程で申請できなかった方は、9月14日（月）以降、保健福祉課社会福祉係において申請できます。申請期間は**平成27年11月30日まで**となっておりますので、早めの申請をお願いします。
- 不明な点がありましたら、下記まで問い合わせください。

問い合わせ

保健福祉課臨時福祉給付金直通 ☎46-1402
保健福祉課社会福祉係 ☎46-2601



9月の移動図書館車運行予定

場所	日	時
入谷山の神平福祉仮設住宅	8日（火）	10:00～11:00
戸倉中仮設住宅	18日（金）	10:00～11:00
自然の家仮設住宅	18日（金）	11:30～12:30
横山駅裏仮設住宅	24日（木）	10:00～11:00
津山若者総合体育館仮設住宅	24日（木）	11:30～12:30
南方仮設住宅	25日（金）	10:30～11:30

※移動図書館は月1回です。
各自治会集会所付近で移動図書館車での貸し出しとなります。

※図書館の開館時間は午前9時から午後5時までです。
歌津図書館は月曜休館日です。

問い合わせ 南三陸町図書館 ☎46-2670
歌津コミュニティ図書館 ☎36-3371

どんどんくらぶ

9月5日（土）に志津川地区、9月19日（土）に歌津地区でどんどんくらぶを開催します。志津川地区は南三陸町図書館、歌津地区は歌津コミュニティ図書館・魚竜で午前10時から行います。今回は「てづくりゴルフで遊ぼう」です。対象は幼児・児童です。

外遊びのできる靴で遊びに来てください。

戸倉図書室について

今月の戸倉図書室は、5日（土）、19日（土）、20日（日）に開放します。場所は戸倉中学校仮設住宅となりにあるコンテナです。開放時間は午前9時から午後4時までです。学習の場としてどうぞご利用ください。

図書返却について

図書館から借りている本で、返却日が過ぎている本がありましたら、必ず返却してください。無くしたり、破損してしまった本がありましたら、図書館に連絡してください。補修は図書館で行いますので、テープやのり等では、貼らないように気をつけてください。

文化財探訪

文化財を見て歩こう！

県指定 無形民俗文化財
入谷の祭りみこしとぎょと打囃子 入谷地区



八幡神社の例祭で行われる神輿渡御と打囃子による祭り行事で、打囃子は明和元年（1764年）が初奉納と伝えられています。また、神輿の渡御は文化年間（1804～1818年）に始まったとされ、渡御先は「御旅所」と呼ばれる田んぼのなかの一本松の下です。ここでも打囃子が奉納され、今年は9月20日（日）の予定です。



合木船修復現場公開

町指定有形民俗文化財「合木船」の修復現場を公開します。見学をご希望の方は電話で申し込みください。（先着20名）
◇日時 9月27日（日）午後1時30分から午後3時まで
◇場所 志津川仮設魚市場南隣 合木船修復現場

ご存知ですか？文化財保護のこと

土地に埋もれている昔の建物跡やそれに伴う土器・石器などは町の大切な文化財です。一旦壊してしまえば二度と元に戻すことができません。これから住居の新築や土地の造成・改良などをお考えの場合は、必ず教育委員会にご一報ください。

問い合わせ

生涯学習課文化財保護担当
☎46-2639